

③町あるき事業のコースに地元企業見学がある。本事業の充実に向け、観光まちづくり協会と連携していく。

質問 今後の経費削減と財源確保について、①大型照明の設置について、②ネーミングライツについて、KOTORIホールに続き、市民球場もネッツ多摩昭島スタジアムに変更した。財源確保や施設の魅力を高め地域の活性化にもつなげる。

一般質問 (要旨)



公明党昭島市議員 大島 ひろし 議員

「財政の見える化」で福祉・教育の財源確保を

質問 財政運営について、①基本的な考え方は、②これまで財源補てんとして借り入れてきている臨時財政対策債に対する考えは、③第五次総合基本計画に基づく施策の実施には、財源が重要であると考え、計画実行に伴う財政フレームとの関係について、所見は。

答弁 ①常に歳入歳出の両面からの行政改革に取り組みつつ、持続可能な自主自立の財政運営を行っている。②将来的に普通交付税の不交付も視野にある中で、今後先を見通した計画的な借り入れに努めていく。③昨年策定した中期財政計画の見直しを適宜図ることにより、総合基本計画に基づき、財政運営について、



自由民主党昭島市議員 木崎 親一 議員

魅力と活力のあるまちづくりについて

安定器に変えることでLEDと同等かそれ以上に長持ちする。市の公共施設に導入を。②公共施設の建て替え状況に注視をしていく。③土地の活用については、自主財源の確保に努めていく。④今後導入の可能性を積極的に検討していく。

副市長の選任について同意

佐藤副市長の辞職に伴い、次の方を選任することに同意しました。

早川 修 氏
(八王子市在住)

教育長の任命について同意

木戸教育長の辞職に伴い、次の方を選任することに同意しました。

小林 一己 氏
(朝日町在住)

教育委員会委員の任命について同意

任期満了に伴い、次の方を任命することに同意しました。

氏井 初枝 氏
(中神町在住)
白川 宗昭 氏
(福島町在住)

一般表彰

次の方を、昭島市表彰条例に基づき一般表彰者として定めることに同意しました。

日下部 高子 氏
(松原町在住)
民生委員・児童委員として、社会福祉の増進に寄与されました。

これからの会議の予定 5月～7月

開催日	開催時間	会議名	場所
5月27日(金)		総務委員協議会	第1委員会室
5月30日(月)	午前9時30分	厚生文教委員協議会	
5月31日(火)		建設環境委員協議会	
6月1日(水) 6月2日(木)		特別委員会	
6月6日(月)	午前9時30分	議会運営委員会	第1委員会室

第2回定例会 *インターネット中継を実施

開催日	開催時間	会議名	場所
6月10日(金)	午前9時30分	本会議(一般質問) *	議場
6月13日(月)		本会議(一般質問) *	
6月14日(火)		本会議(一般質問) *	
6月15日(水)		本会議(一般質問・議案上程) *	会議室 402・403
6月17日(金)		補正予算審査特別委員会	
6月20日(月)		総務委員会	
6月21日(火)		厚生文教委員会	第1委員会室
6月22日(水)		建設環境委員会	
6月23日(木) 6月24日(金)		特別委員会	
6月29日(水)	午前9時	議会運営委員会	第1委員会室
	午前9時30分	本会議(委員会審査報告・採決) *	議場

定例会後

開催日	開催時間	会議名	場所
7月中旬	午前9時30分	議会運営委員会	第1委員会室

◇傍聴を希望される方は、市役所4階の議会事務局の窓口までお越しください。日程等、変更になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。
◇第2回定例会で審査を希望する請願等は、5月31日(火)午後5時までに提出をお願いいたします。
議会事務局 電話042-544-5111 内線2412

意見書

今定例会で次の意見書を可決しました。(全文掲載)

都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

東京の農業は、持てる農地や施設を最大限に活用し、野菜・果樹・花き・緑化植物、畜産といった多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物を生産している。

加えて農地は、都市における防災、良好な住環境の保全、市民及び学校・福祉教育における農作業体験など身近に土や農に触れる機会を提供している。また、農業者は地域の歴史伝統文化の伝承、地域活動の推進にとって中心的な貴重な存在となっており、都市農地と農業は、市民の日常生活にとって必要不可欠な存在と役割を担っている。

しかしながら、恒常化した農畜産物の低価格化は、所得面における他産業との格差をもたらし、農業の後継ぎ不足を招き、家族労働力は必然的に高齢化し、また、相続時における高額な相続税納入のために農地は減少しつつあるのが実態である。

このような現状の中で、制定された都市農業振興基本法は、市街地及びその周辺の地域において行われる農業を都市農業と位置づけ、国及び政府の責務を明確にした。

同法は、都市農業振興基本計画の策定、法制上、財政上、税制上又は金融上の措置、詳細に亘る基本的施策の実施を明記しており、それらの実現は、農業者や農業関係者に都市農地の保全と都市農業の継続性について大きな希望を抱かせるものである。また、同時にまちづくりの視点からも、市民の視点からも大変大きな期待が寄せられている。

よって、昭島市議会は、国及び政府に対し、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である農地関連法及び制度、税制等の具体的措置、農業振興施策が都市農業振興基本法にもとづき早急に講ぜられることを強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年 3月24日

昭島市議会

(提出先)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣